平成２９年（フ）第２０号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目14番14号
債務者　渡邊　綾太
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第６６号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字金ケ沢115番地１
債務者　工藤　卓哉
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
秋田市川元松丘町２番８号　メゾンド山王205号
債務者　柴田　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４号
秋田市牛島西２丁目18番３号
債務者　淡路由香里
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地174　県営南ヶ丘住宅25―103
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
長野県下伊那郡喬木村277番地２　村営住宅59―３号
債務者　大井川保子
法定代理人成年後見人　社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３０１号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目６番15―310号、前住所兵庫県三田市すずかけ台１丁目31番地９
債務者　阪本　俊彦
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番41号　西立花荘204号、前住所兵庫県尼崎市口田中１丁目16番５号　レオパレスカリヨ尼崎105
債務者　竹谷　喜之
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１２号
佐賀市中折町10番18号
債務者　髙橋　博之
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
大分県臼杵市大字家野880番地の３
債務者　足立　久子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
大分市大字市1137番地の４
債務者　荒巻　祥代
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
宮城県栗原市若柳字川北片町１番地
債務者　菅原隆ノ介
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１２―1007、前住所和歌山市島崎町４丁目24番地２　201
債務者　荒木　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市北昭和町10番７―104号、前住所兵庫県宝塚市御殿山２丁目８番21号
債務者　山田　仁史
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市御園１丁目８番16号　ロイヤルハイム橋本102
債務者　野﨑　純一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０３号
兵庫県西宮市久出ケ谷町３番25―101号
債務者　葉　　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１０号
和歌山市野崎216番地
債務者　山下　**徳**治
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係